

## (仮称)清瀬市みどりの環境をつくる条例に対して提出された意見等の概要及び提出された意見に対する市の考え方

平成17年12月15日から平成18年1月13日までの間、(仮称)清瀬市みどりの環境をつくる条例に対する意見募集を行った結果、4人の方から34件の意見等が提出されました。そこで、これらの意見を適宜要約し、項目ごとに整理して、それらに対する清瀬市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要領第8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

### 1. 前文

提出された意見等概要	前文は、重要な意味合いを持っている。本条例の理念であり、関係者が理解し、守らなければならないのは理念です。細かく想定される全てを条文化することは不可能。理念に合致しない行為を思い止まらせることが必要。まちの風格を決定する要素のひとつは景観である。(1件)
清瀬市の考え方	ご意見のとおり、前文はこの条例の本質を表している部分で、大変重要な意味を持っていますので、再度検討します。

提出された意見等概要	自然環境を残すことは重要なことだが、みどりの景観のみを先行する施策ではだめ (1件)
清瀬市の考え方	同感です。市民が安らぎと潤いを感じるまちづくりを市、市民等が協働して、それぞれの責務を果たして取り組んでいかなければならないと考えます。

### 2. (趣旨)第1条

提出された意見等概要	市民等として、一般市民も事業者も同じ枠に入れてしまうことに疑問を感じる。これは第5条に影響する。検討を願います。(1件)
清瀬市の考え方	この条例の対象者は、市民、所有者、事業者と行政があてはまるため、第3条でも個々に定義済みであり、ここでは、市と市民等という簡略化した表現を用いた。第5条でも、事業者が埋没するようなことはないと考えます。第5条で検討します。

### 3. (定義)第3条

提出された意見等概要	みどりでは、市内にある樹林・・・、保全では、市内にあるみどり・・・など市内にあるを削除してはどうか。事業者では、営利を伴わないではなく、営利を伴うに変え、国及び地方公共団体については、次号の所有者等では、国及び地方公共団体も含めるため、公・民を問わずと入れたらどうか。(1件)
清瀬市の考え方	市内と敢えて入れなくても、条例は市内に限定されると考えられるので、削除する。この事業者は、不動産の取引をするもの、また、独立行政法人など新たな組織も出てきているので、国、地方公共団体だけではなく、法人すべてを含むものと解釈するように、簡便にまとめる。「事業者 市内で不動産取引及び同種の行為を継続、独立して行う個人並びに法人をいう。」に表記を改めます。

提出された意見等概要	植物の生育場所として、なぜ石垣の斜面がないのか。植物種が多く、農業上の支障もないので加えるべきである。(1件)
清瀬市の考え方	この項目では、みどりとはどのような現況のものを言うのか、清瀬市の代表的な例を指し示したものとご理解をいただきたい。

提出された意見等概要	水辺の植物を主体とした生物の生育環境というのであれば、園芸種の移入を禁止すべきである。(ホザキフサモ、オランダガラシ等、元来の生育種とは思われない種も多い。(1件)
清瀬市の考え方	清瀬市の特徴的なみどりである、柳瀬川等の流域の水辺に生息する生物も大切なみどりの環境として捉えるという定義をしました。この項目では、移入禁止など行為については、自然環境を保全するため、第9条で、市は、管理者や市民と協力して維持活動を積極的に進めていくこととしています。

提出された意見等概要	樹木や農地だけでなく、社寺林も対象とすべきではないか。(社殿裏側は立ち入れないので (1件)
清瀬市の考え方	樹木、樹林、竹林など貴重なみどりとして保全していくこととしています。

#### 4.(市民等の責務)第5条

提出された意見等概要	負担と責任とあるが、負担の範囲が不明瞭で戸惑うので、削除すべきだ。カタクリ等の盗掘が後を絶たない現状から「第2項で、市民等は良好なみどりの環境を維持するため、安易な樹木の伐採、貴重な生物種の採集、採取を慎まなければならない。」を追加したい。(1件)
清瀬市の考え方	負担は削除します。清瀬の特色ある貴重種でもあるカタクリ等の保全は市民の願いでもあると考えるので、この項を追加する方向で検討します。

## 5. (事業者の責務)を新設

提出された意見等概要	(市民等の責務)から事業者を抜き出し、事業者も清瀬のまちづくりの一翼を担うくらいの社会的な自覚を促す意味をこめて、事業者等の責務を追加したい。「第1項 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、この条例の趣旨を遵守し、清瀬のみどり豊かな環境を損なわないよう、自ら地域の特性を活かしたまちづくりを推進するとともに、市が実施する施策に積極的に協力しなければならない。」「第2項 事業者は、宅地開発により新たな住民となる人々等に対して、みどりの保全と創生について、広告段階から周知するよう努めなければならない。」「第3項 市長は、本条の規定が遵守されないときは、その行為と事業者名を公表することができる。」を追加する。…罰則規定がなければ、本条例の効果は半減する。(1件)
清瀬市の考え方	第1条で、市民、事業者及び所有者等を市民等という規定をしているため、責務については、3者とも同様であると考えるので、ここでは敢えて分ける必要性はないと考えます。また、罰則規定の部分については、その項で意見を述べさせていただきます。

## 6. (啓発と教育)を新設

提出された意見等概要	自然を守るためには、それなりの知識と技術が必要です。そのためにも、次世代を担う子どもたちへの教育は重要で、担当教職員への研修も必須事項であるので追加したい。「第1項 市は、本条例の趣旨の徹底を図るため、市民等に対して、清瀬の自然とその成り立ちや仕組み、それらを保全するための知識や方法についての啓発、指導、研修等を行わなければならない。」「第2項 教育長は、市内小・中学校の児童生徒に対して、本条例の趣旨を理解させるための教育を推進しなければならない。」「第3項 教育長は、市内小・中学校の教職員に対して、本条例の趣旨を理解させるための教員研修を行うよう努めなければならない。」を追加したい。(1件)
清瀬市の考え方	将来を託す子供たちには、教育は必要と考えますが、この条例でその必要性を唱えることは疑義があります。また、施策的な面であれば、清瀬のみどりの基本計画では、みどりをいつくしむ心をはぐくむの施策方針の中で、みどりの教育の強化をあげているため、計画の実現に努めていかなければなりません。教職員についても、その中に含まれると解釈しています。

## 7. 大規模な事業敷地のみどりの環境保全)第8条

提出された意見等概要	都職病院跡地のように、5,000平方メートル以上の土地であっても、敷地を分割して管理する手段を講じる恐れがあるので、その対策が必要ではないか。第8条第1項を次のように変える「市は、5,000平方メートル以上の土地を所有または占有する病院や事業所等において、植樹または自生の樹木が樹木の集団として機能している場合、そのみどりと景観の保全について、事業者又は所有者等と協定を締結しなければならない。」「第2項の文章中に…市と事前にみどりと景観への影響…を追加。」「第3項文章中に、…において、事業者又は所有者等に対して、…を追加。」(1件)
------------	--

清瀬市の考え方	事業者又は所有者の事業敷地を1と考えれば、敷地全体が協定の対象となるため、分割など認められません。 細かな言い回しは検討します。
---------	--

#### 8. 柳瀬川等流域の自然環境の保全)第9条

提出された意見等概要	次のように、改める。「第1項 市は、市の特性でもある崖線緑地も含めた水辺の自然環境(野草、野鳥等すべての自然的要素を含む自然生態系)とその景観を保全するため、河川等の管理者及び市民と協力して、その維持活動を積極的に進めなければならない。」「第2項 市は、前項の維持活動について必要な支援を行うことができる。をものとする。に改める。」 (1件)
清瀬市の考え方	第1項は文言の整理をします。第2項は、時代のニーズに合った行政運営が望まれるため、原文のままとします。

#### 9. (農と調和する環境の保全)第10条

提出された意見等概要	市は、雑木林、農地及び屋敷林等が一体となった武蔵野の原風景を色濃く残す景観を所有者等の同意を得て「保全区域」として指定するものとする。(1件)
清瀬市の考え方	次の条で、「保全区域」と表示するので、原文のままとします。

#### 10. 緑地環境保全区域の指定)第11条

提出された意見等概要	条文中の、基本計画を「 」で閉じる。 保全が必要と認める。 を認められる。に <del>変える</del> 。 緑地環境保全区域を「 」で閉じる。 (2)特に良好な自然環境を有する。に <del>ないし</del> 景観を入れる。 (1件)
清瀬市の考え方	「 」はいらない。認められるに統一します。(2)第10条以外の景観のみでは、保全区域の指定は難しいため、自然的、社会的な要素が複合した場合は、規則で定義したいと考えますので、原文のままとします。

#### 11. (保存樹木の指定)第12条

提出された意見等概要	前条もそうだが、条文中の 認める を <u>認められる</u> へ変える。 保存樹木を「 」で閉じる。(1件)
清瀬市の考え方	認められるで統一します。「 」は必要がないと考えられます。

#### 12. 第4章 管理及び保全基準

提出された意見等概要	第4章 <u>みどりの</u> 管理と保全基準 としてはどうか。(1件)
清瀬市の考え方	みどりと表記します。

### 13. (緑地環境保全区域等の協定)第13条

提出された意見等概要	第2項の 又は指導を行うと同時に、に <del>変える。</del> 支援を行うことができるをものとする。に <del>変える。</del> (1件)
清瀬市の考え方	助言又は指導又は支援は、必要があると認めるときするものであると解釈していますので、原文のままとします。

### 14. (適正管理及び保全基準)第14条

提出された意見等概要	第1条中の 又は、を または に <del>変える。</del> 第2項中の みどりの環境保全基準を「」で閉じる。第4項で、技術的指導及び専門的な助言を <del>技術的、専門的な指導・助言に改めてはどうか。</del> (1件)
清瀬市の考え方	並びと同様に、漢字で統一します。第2項は、文言を整理します。

### 15. (届出義務)

提出された意見等概要	(届出義務)を届け出義務にしてはどうか。(4)植物の伐採又は採取へ及び移植をする場合を <del>入れる。</del> 第2項 及びをおよびに 恐れのあるをおそれのあるに変えてはどうか。第3項 ……市長が認めるものを認める行為に変える。(1件)
清瀬市の考え方	(行為の届出義務)とします。(4)は貴重種などの保護のためには、移植を追加します。第2項 <u>おそれ</u> に変える。第3項 <u>もの</u> を <u>行為</u> とします。

### 16. (住宅地の緑化の奨励)第16条

提出された意見等概要	(住宅地緑化の奨励)を住宅地の緑化の奨励に変える。第1項 又はを またはにしてはどうか。第2項 種苗を配布し、を <u>種苗の配布等の必要な支援に努めるものとする。</u> に変えてはどうか。第3項 生垣を <u>生け垣に変更してはどうか。</u> (1件)
清瀬市の考え方	<u>の</u> を入れる。又はで統一します。第2項の条文を、…種苗の配布等の必要な支援に…改めます。第3項 生け垣とすします。

提出された意見等概要	固有の野草や(茸)菌類、特に羊歯類を加えるべきで、園芸種を植栽しても、第10条の農と調和する景観の保全にはならない。(野草がないと昆虫・鳥類等も成育し難い。)(1件)
清瀬市の考え方	個人等の敷地や事業用敷地内を花卉や樹木の植栽で、敷地内の緑化を進めていただくという趣旨であります。ご意見のような野草を趣味としている方もお出でだと思いますので、動植物の環境にあった緑化を奨励していきたいと考えています。

### 17. (公共施設における緑化の推進)第17条

提出された意見等概要	(公共施設緑化の推進)を 公共施設における緑化の推進 と変えてはどうか。 第1項の 新たに設置し、又は改修する を 新たに設置または改修に変えてはどうか。 第2項 市民参加を配慮した区間を設けるなど、住民自らの緑化活動の支援をしなければならない。 と変えてはどうか。(1件)
清瀬市の考え方	(公共施設における緑化の推進)とします。 第1項 道路・公園を追加して(以下「公共施設」という。)のように修正します。 第2項では、市民協働又は市民自らが緑化活動できる区域を設ける努力をしていきます。

#### 18.(緑化基準)第18条

提出された意見等概要	第1項 市長は、道路、公園、学校などの公共施設(以下「公共施設」という。)の( )内を削除する。 及び を およびに変える。 第3項、第4項、第5項では、および、またはのひらがな表記をしてはどうか。 第6項で、罰則規定を新設する。「市長は、前項に規定する勧告及び是正の命令に従わない場合は、その事業者の氏名を告示することができる。」 (1件)
清瀬市の考え方	(以下「公共施設」という。)の部分を削除する。 第3項、第4項、第5項は、及び、又は漢字表記とする。 また、第5項の是正の命令は削除します。 罰則規定をというご意見ですが、宅地開発行為の指導では、宅地内緑化については、緑化の義務を課していますので、それとの整合性をとるようにしたいと思います。

#### 19.(助成等)第19条

提出された意見等概要	第2項 前項の規定は、国並びに国の機関または独立行政法人、地方公共団体並びに地方独立行政法人および公益法人については適用しない。としてはどうか。(1件)
清瀬市の考え方	特に、漢字表記に不都合はないので、原文のままとします。

#### 20.(助成金の返還)第20条

提出された意見等概要	この条例の規定において助成された を 規定に基づいて助成された と変えてはどうか。 また、協定を破棄したときは、既にを すでに交付した助成金の 全部を 全額に 又は を または に変えてはどうか。(1) 又は を またはに変えてはどうか。 第3項は、細かな手続きを言っているのであるから、第19条第3項にいう別に定めるの中で規定してはどうか。(1件)
清瀬市の考え方	この条例の規定に基づいて助成されたに改めます。 既には原文のままとします。 全部は、原文のままとします。(一部もあるため全部を使用します。)(1)又はを統一します。 第2項及び第3項は、手続き上の規定ではありませんので、規則で制定します。第1項は、本条例の罰則的意味合いのある条文でありますので、これのみを残します。

#### 21.(報告、調査)第21条



清瀬市の考え方	これからは、事業者もみどりの環境保全に貢献する時代でなければならないため、市民等の標記とする。また、市内のを対象に、景観の保全にも貢献したのも対象とするようにします。又は、表現します。
---------	--

## 26. 公表の条項及び罰則規定

提出された意見等概要	条例を遵守しなかった場合の罰則は必要であり、特に開発業者が主な対象となるが、公表という提案をしているが、それ以上に強い、市への業者登録拒否などの手段も考慮すべきで、条例や法律の裏をかくのが業者なので、可能な限りの制約と罰則を設定すべき。(1件)
清瀬市の考え方	正常な経済取引が行われたことへの制裁等や法的にクリアされている事業活動等に、法治国家にある当市の条例と言えども私権を妨げ、職業の自由を制限するなどの罰則を条例化すべきではないと考えます。事業者を始め、所有者等へ基本理念を浸透させ、全市民がみどりの保全と創生に取り組む意識を高めていく啓発等が、有効であり、現在、求められていると考えます。

提出された意見等概要	第1項 市長は、いずれかに該当する者があるときは、その旨を公表することができる。(1)規定による協議をしない者 (2)指導に従わない者 (3)届出をしない者 (4)届出の際、虚偽の届出をした者 第2項 市長は前項規定による公表を行うときは、審議会の意見を聞かなければならない。 罰則 = 禁止行為の規定を設け、従わないものに過料を処する。(2~3万円以下) 禁止行為: 植物の伐採・採取、鳥獣及び魚類の捕獲・殺傷、不法投棄、その他環境を管理に支障があると認められる行為をする事。ご意見…自然環境を残すことが重要です、景観のみにとらわれず不法投棄やカタクリなど貴重な野草の盗掘などに対する社会的制裁を加えるような罰則規定をもった条例にすべきではないか。(1件)
	勧告又は是正の命令の後、改善がない場合は氏名等の公表をケースによって検討したいと考えます。ただし、廃棄物の不法投棄は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」第16条により処罰されます。事業活動に伴って生じた木くず、コンクリート破片、廃プラスチック類等の産業廃棄物及び自宅で使用していた布団、たんす、冷蔵庫、自転車等の一般廃棄物の不法投棄は、厳しく処罰されます。罰則として、5年以下の懲役、または1000万円以下の罰金(法人の産業廃棄物・一般廃棄物の不法投棄は、1億円以下の罰金)となっており、悪質な産業廃棄物事犯や野生動植物の取引などの「環境犯罪」の取締りについては、法律において相当重い処分が課せられますので、法律に委ねたいと思います。

## 27. 犯罪の温床にならないように

提出された意見等概要	雑木林など市内のみどりは清瀬市の宝で意識的に保存していく必要があると認識している。ただし、犯罪の温床となる場所であってはならない。市を挙げての保全の努力が抑止力となるので、この条例が将来悪く言われないためにも、条例のどこかに盛り込む必要がある。(1件)
------------	--

清瀬市の考え方	この条例の前文、趣旨を理解していただき、課せられたそれぞれの責務を果たすことが、重要なことになるのではないのでしょうか。現在、ボランティアや団体の皆さんが、下草刈など自発的な管理作業をしていただいておりますので、多くの市民参加になれば、犯罪の温床になる場所はなくなると考えています。。
---------	--

## 28. 禁止・制限事項

提出された意見等概要	禁止又は制限条項がない。盗掘、伐採などの禁止事項がない。(1件)
清瀬市の考え方	窃盗罪や私有財産権の侵害などに当たる事例については、法律が対応いたします。この条例は、前文及び趣旨並びに基本方針において、何人もこの条例の理念に基づきみどりの保全と創生に努めなければならないと規定しています。ご意見のような事例があるとすれば、その場で市民相互で注意あるいは喚起をして、未然に防ぐ意識の高揚を図っていかねばならないと考えています。